

～こども医療費の助成について～



- 受給者 下野市に住所のあるお子様の保護者
- 助成額 お子様^が助成対象期間に受けた保険給付につき、一部負担金を支払った金額（附加給付や高額療養費を差し引いた額）
- ※ 医療機関で受ける証明手数料や予防接種代、薬の容器代などの保険適用外診療は医療費助成の対象にはなりません。
- 受給期間 お子様の誕生日（または転入日）から18歳到達後、最初の3月31日まで
- 登録について

- | | |
|--|---------------------------------|
| ① お子様の保険証
② 受給者の振込先のわかるもの
③ 個人番号のわかるもの
④ 印鑑（スタンプ印は不可） | } をご用意の上、社会福祉課(本庁舎1階)へ申請してください。 |
| ※ 出生により登録される方は、加入保険からお子様の保険証が発行されてからの登録となります。 | |

● 助成の流れについて

★県内の医療機関等を受診する場合（現物給付）

受給資格者証とお子様の保険証を窓口に提示することで、入院・通院・調剤等にかかる保険診療分の負担金に限り無料で受診することができます。

※医療機関等窓口で保険診療分の負担金をお支払いいただいた場合は、償還払いでの助成申請をお願いします。



★県外の医療機関等を受診する場合（償還払い）

医療機関等へ保険診療分の負担金をお支払いいただき、診療月の翌月から1年以内に保険診療点数等の記載された領収証等と「こども医療費助成申請書」を市に提出することで振込での助成となります。

※診療月の翌月から1年を過ぎた場合は助成できませんのでご注意ください。

（例：平成30年4月受診分は、平成30年5月から平成31年4月末までが申請期間です。）

※高額療養費に係る自己負担月額の限度額を超えて支払った時は、加入保険者から通知される高額療養費決定通知書の写しを添付してください。

- 受給資格者証の色につきましては、未就学児がピンク色、小学1年生から18歳年度末まではベージュ色に分かれています。
就学により資格者証の色が変わるお子様へは、小学校入学直前の3月中にベージュ色の資格者証を郵送します。
- 住所、保険証、氏名、振込口座等に変更がありましたら、変更届を提出してください。転出などで資格が喪失したときは、受給資格者証を必ず返却してください。
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する災害共済制度に該当するけがや疾病については、共済制度が優先となりますので、医療費助成の対象とはなりません。
- 治療具（コルセット等）を作った場合、保険適用と認められた医療費の7割（未就学児は8割）が加入保険者から支払われます。保険者に申請をし、支払いが決定しましたら、助成申請書に「支給決定通知書」の写しと領収書の写しを添付し、市に請求してください。
※治療用眼鏡は9歳未満のお子様^が助成の対象になります。

